

生駒市例規システム構築等業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、本市における法制執務事務の効率化及び職員の法制執務能力の向上を可能とする例規データベースシステム（以下「システム」という。）の構築等に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 通信環境等の基本仕様

- (1) LGWAN-ASP 方式によりサービスの提供ができる構成とすること。
- (2) システムの提供に利用するデータセンターは、電力障害や地震等に対し十分な耐性があり、セキュリティ認証の取得など客観的に安全性が担保された国内設置のデータセンターを利用すること。
- (3) データセンターにおけるネットワークについて、ファイアウォールを設け、適正なポリシーのもと運用を行うこと。また、不正なサーバへのアクセスや不正なパケットなどの検知及び防御ができることにより、健全なネットワーク環境を維持すること。
- (4) 例規集データの検索・閲覧・例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトウェアをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。なお、本市のネットワーク環境で使用するクライアントについて、台数に制限を設けないこと。

ア OS : Windows10 以上

イ Web ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版) 、 Google Chrome

※今後予定される OS、Web ブラウザのバージョンアップにも対応すること。

3. システム構築時の対象例規

システムの構築は、次に掲げる生駒市例規集の現行例規、廃止例規、過去例規、過去原議及び改正履歴を対象とする。

ア 現行例規

(ア) 令和 5 年 6 月 30 日内容現在の生駒市例規集の現行例規（約 600 件）について、本市から HTML 形式でデータを提供するもの

(イ) 令和 5 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までに公布した例規について、本市から Word 形式でデータを提供するもの

イ 廃止例規

平成 12 年 12 月 22 日以降の廃止例規（約 300 件）について、本市から Word 形式でデータを提供するもの

ウ 過去例規

平成 12 年 12 月 22 日以降の過去例規について、本市から HTML 形式でデータを提供するもの

エ 過去原議及び改正履歴

平成 24 年 3 月 29 日以降の過去原議（約 1,200 件）について、本市から Word 形式でデータを提供するもの 改正沿革からのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む。）、種別検索が可能なデータを構築すること。

4. システム機能に関する仕様

(1) 例規検索機能に係る仕様は、次のとおりとする。

ア 例規検索機能

件名、本文、用語、題名、目次、体系、五十音、引用関係等から検索ができること。

イ 施行時点閲覧機能

指定した年月日時点で施行されている例規が閲覧可能なこと。

ウ 本文表示機能

例規全文、原議全文、選択した条文を表示できること。

エ 本文出力機能

例規全文、原議全文又は選択した条文等をリッチテキスト形式でダウンロード及び印刷ができること。

オ 別表・様式出力機能

選択した別表・様式をリッチテキスト形式でダウンロード及び印刷ができること。

カ リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文から該当箇所を表示できること。

キ インターネット上に公開されている全国の自治体の例規について、検索及び閲覧ができること。

また、例規種別、自治体規模別及び都道府県別に応じて絞り込むことができること。

(2) 例規起案・審査に係る仕様は、次のとおりとする。

ア 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要とせず、Webブラウザ上で条文を編集できること。

イ 新旧対照表生成機能

例規本文を新旧対照表形式にてリッチテキスト形式でダウンロード及び印刷ができること。

ウ 改正等箇所確認・改正文生成機能

改正等を行おうとする条文を見え消し形式で編集し、改正文を自動生成することができること。

エ 原議生成機能

原議を自動生成することができること。

オ 条文審査機能

条文構造、用字、用語、引用関係等について点検できること。

カ データ取り込み機能

システム外で作成した新規制定、一部改正の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集及び点検が可能であること。

キ 溶け込ませ後の条文表示機能

溶け込ませ後の条文の内容を表示できること。

(3) インターネット公開用データに係る仕様は、次のとおりとする。

- ア 目次体系又は五十音からの検索が可能であること。
- イ 公開用の例規データは、HTML形式とし、CD-ROMで納品すること。

(4) 法令検索システムの仕様は、次のとおりとする。

- ア 現行の法律・政令・省令等を検索・閲覧できること。
- イ 法令本文は、施行日単位での参照を可能とし、一つ前の施行日時点での条文を新旧対照表形式で表示できること。
- ウ 法令本文から関連する法令を表示できること。
- エ 法令本文から委任規定等の参照条文へのリンク表示ができること。
- オ 原則として、更新は週に1回以上実施すること。

(5) 法令改廃情報の提供に係る仕様は、次のとおりとする。

- ア 法令改廃情報を官報発行後速やかに提供できること。
- イ 法令の制定、改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- ウ 制定改廃のあった公布法令の概要や例規整備情報を閲覧できること。

5. 例規データの更新

- (1) 市議会終了後及び本市の要望に応じて年4回以上のデータ更新を行うこと。
- (2) データ更新時に本市が提供する原議についてもシステムに登載すること。
- (3) 更新データの作成及び更新は、本市が原議を提供してから原則30日以内に完了すること。
- (4) 年間の更新件数に上限を設けないこと。

6. サポート体制

(1) 操作マニュアルの提供

導入システムの操作マニュアルをデータで提供すること。

(2) システム操作研修

- ア システム稼働前及び本市の要請に応じて、職員に対し操作研修を実施すること。
- イ システム稼働前の操作研修の開催の目安は、60人×4回とする。
- ウ システムに関する操作説明会には、研修受講者用の操作マニュアルを受講人数分、紙で納品すること。

(3) サポートデスクの設置

システム操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。

(4) 法制執務に関する研修

職員を対象に、少なくとも年1回の予定で法制執務に関する研修(システム操作研修を除く。)を実施すること。

(5) 法制執務に関する相談

例規に係る制定、整備、解釈その他法制執務に関する事項に関し日常生じる疑義の照会又は相談に

ついて対応すること。また、特に専門的な解釈等を必要とする例規に係る照会又は相談についても、対応できる体制を整えること。

7. システム保守

システムの保守については、次のとおりとする。

- (1) システムは、24時間、365日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のために運用停止が必要となる場合には、事前に本市に申し入れ、許可を得ること。運用停止の際は、システム上に案内文等を表示し、利用者に対して通知を行うこと。
- (2) 他の利用団体等で不具合が発生した場合や不調が予見される事象を発見したときは、本市と協議した上で、別途費用を要することなく速やかに予防保守を実施すること。
- (3) ウイルスチェックソフトウェア等を用いて、ウイルスの検知、隔離、削除等の措置を行うこと。
- (4) 障害発生に備えた機器の冗長化や複数世代のデータバックアップなど、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (5) 善良な管理者のもとシステムの保守等を行い、システムに障害が発生したときは、速やかに本市に報告を行い、迅速に復旧対応をすること。
- (6) 災害等により本市からの通信が不能となった場合には、代替手段により例規データの検索・閲覧等が利用でき、法制執務を支障なく行うことができるよう対応すること。

8. 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、又は開示してはならない。また、磁気媒体等に記録された情報についても漏えいを防ぐ対策を講じること。

本市が貸与した資料等は、紛失、毀損のないよう厳重に保管するとともに、不要になった場合又は本市が求めた場合は、速やかに返還すること。

9. データの引継ぎ

本事業の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除その他契約の終了事由にかかわらず、システムの利用を終了するときは、本市の指示に従って必要なデータが無償で提供し、データの引継ぎについて誠意をもって対応すること。

10. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、両方で協議のうえ、誠意をもって解決すること。